

小規模保育事業蓮美幼児学園いずみプリメール重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	社会福祉法人光聖会
所在地	大阪市天王寺区夕陽丘町 2-18 日想院 2 階
電話番号	06-6771-4152
代表者氏名	理事長 秋田光哉

2 事業所の概要

施設の種類	小規模保育事業 A 型
施設の名称	蓮美幼児学園いずみプリメール
施設の所在地	大阪府中央区和泉町 2 丁目 2-13 キーとすはうす 1 階
連 絡 先	電話番号 06-6943-4152 FAX 06-6943-4154
管 理 者	施設長
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前児童
認可定員	0 歳児 3 人 1 歳児 8 人 2 歳児 8 人
利用定員	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 16 人 満 1 歳未満の児童 3 人
開設年月日	平成 28 年 4 月 1 日
事業所番号	2710052002252

3 事業の目的・運営方針

蓮美幼児学園いずみプリメール（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	R C造陸屋根 7 階建の 1 階
	延べ面積	79.6 m ²
屋外遊戯場		中大江公園 10,590 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	1 室	(0・1 歳児クラス)
保育室 (又は遊戯室)	1 室	(満 2 歳児クラス)
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和 7 年 2 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育責任者	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う	0	0	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	5	1	
保育従事者	保育士を助け、園児の保育を行う	0	0	0	
調理員	給食、おやつを調理する	0	0	0	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日大阪市条例第 101 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
施設長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
保育責任者	施設長が兼務
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
調理員	連携園からの搬入の為なし

※ ローテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

また、協力日としてお盆期間の8月13日、8月14日、8月15日及び3月末日は、家庭保育にご協力をお願いいたします。

※行事（運動会、生活発表会、保育参観、卒園式等）によって行事後家庭保育のご協力をお願いすることがあります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

連携園からの搬入

（調理業務は蓮美幼児学園まつやまちナーサリーが行います）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせいたします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食で対応しております。

食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう）の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ
- エ 給食の搬入の連携

(2) 連携施設

① 蓮美幼児学園まつやまちナーサリー（平成22年開園）

運営主体	社会福祉法人光聖会
所在地	大阪府中央区松屋町8番13号
連携内容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定 ・ 代替保育の提供 ・ 給食の提供及び搬入
電話番号	06-6762-4152

② なにわのもり保育園（令和元年6月開園）

運営主体	社会福祉法人 小市福祉会
所在地	大阪府中央区森ノ宮1丁目11-11
連携内容	保育の提供終了後の園児1名受け入れ
電話番号	06-6360-4343

③ 中央なにわ幼稚園（昭和27年開園）

運営主体	学校法人
所在地	大阪府中央区粉川町7-6
連携内容	保育の提供終了後の園児3名受け入れ
電話番号	06-6761-3377

④ 蓮美幼児学園たにまちナーサリー（平成20年開園）

運営主体	社会福祉法人光聖会
所在地	大阪府天王寺区生玉寺町2-6 光聖寺Edビル1.2階
連携内容	保育の提供終了後の園児2名受け入れ
電話番号	06-6773-4152

⑤ なにわのみやP r e S c h o o l （令和2年開園）

運営主体	中川企画建設株式会社
所在地	大阪市中央区法円坂1－4－10 ファミール難波宮1階
連携内容	保育の提供終了後の園児1名受け入れ
電話番号	06－4309－6683

⑥ ポピンズナーサリースクール扇町（令和5年開園）

運営主体	株式会社ポピンズエデュケア
所在地	大阪市北区南扇町1－14 関西電力労働組合会館1階
連携内容	・保育内容支援 ・代替保育の提供 ・保育の提供終了後の園児1名受け入れ
電話番号	06－4307－6275

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達した時（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時

15 囑託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	藤井こどもクリニック
医院長名又は医師名	藤井 雅世
所在地	大阪府大阪市中央区谷町 7-1-50
電話番号	06-4304-5005

(2) 齒科

医療機関の名称	ささき歯科医院
医院長名又は医師名	佐々木 源太郎
所在地	大阪府中央区松屋町 3-20 東急ドエルアルス松屋町 101
電話番号	06-6765-1700

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 無 ・非常警報器具・設備 無 ・スプリンクラー 無 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

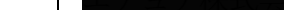
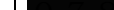
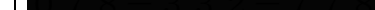
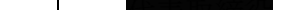
18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	ホームページにお問い合わせがございます。 そちらからご連絡ください。随時対応させていただきます。		
第三者委員	 	 	 
	 	 	 

※ 当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険・障害保険
保険の内容	園児の事故・けが
保険金額	死亡・後遺障害230万円 入院3,000円 通院2,000円

* 園児名簿を全国私立保育園連盟に提出させていただきます。

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	1人	1人	0人
1歳児	8人	8人	5人
2歳児	7人	8人	8人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審・実施状況	受審・実施結果
第三者評価受審状況	2024年2月 実施	ワムネットに公表
自己評価の実施状況	毎年度実施	職員による保育内容等の自己評価を定期的の実施し、サービス内容の向上に努めています。

23 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項もしくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）
なし

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
園外活動費	遠足などの行事でかかる実費	都度 240円程度 ※場所で変動
布団リース費	こどもの布団リース代	月額 1,340円
ユニフォーム費	1歳児クラス以上から徴収	一着 4,820円
教材費	年齢別に年度初めに一括徴収	年額 4,000円～
ワンダーブック	1歳児以上から徴収	月額 300円～400円
ほいくのほけん	不慮の災害時の治療費や見舞金	年額 400円

2 時間外保育に係る利用者負担

- (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料
月額 2,900円
- (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料
1時間あたり 600円

※なお土曜日につきましては、延長保育を実施しておりません。